

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	市指定史跡・名勝・天然記念物の現状変更等の許可	
根拠条例等・条項	堺市文化財保護条例第36条第1項	
所 管 課	歴史遺産活用 部 文化財 課	
審 査 基 準	次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。 ①史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合 ②史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合 ③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合 ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合 【参考】 平成12年4月28日付け庁保記第226号文化庁次長通知 「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について」	
標準処理期間	標準処理期間	ア 現状変更等が軽易なもの又は定型的なものである場合：一か月～二か月 イ ア以外の場合：二か月～三か月 ただし、申請書、添付書類等に不備がある場合又は申請者その他の関係者との調整を要する場合は、この限りではない。 また、現状変更等が指定物件の指定要素に重大な影響を及ぼすおそれのある場合は、この限りではない。 【参考】 平成6年11月25日付け庁保伝第141号文化庁次長通達 「行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正等について」
	標準処理期間を設定できない理由	